



市民にとってのSAICM

(財)世界自然保護基金ジャパン
村田幸雄

1



もくじ

1. ICCM (国際化学物質管理会議)
 - 1) 概況と日本政府
 - 2) NGOの活動
2. SAICMの実施をどう考えるか
 - 1) 国の取組は？
 - 2) 基本的な認識
 - 3) 始めの第一歩
 - 4) キーポイント

2

ICCM会議：概況

最大の争点：包括的方針戦略における

①原則とアプローチ

②財政的配慮

米国が原案を弱める方向に執拗に干渉

EUが対立、財政配慮では途上国反発

日本政府は？

3

ICCM会議：原則とアプローチ

VI.原則とアプローチ

[20.世界行動計画を含む SAICM を策定し実施する際に、政府や他の利害関係者は、以下の原則とアプローチによって導かれる。

《a》もともと一般的な適用のために開発された原則とアプローチ。

《i》環境と開発に関するリオ宣言に関連した規定(第3原則を含む)において記載されているような世代間の公平性

《ii》環境と開発に関するリオ宣言第15原則において記載されているような予防

《iii》環境と開発に関するリオ宣言第4原則に反映されているような比例性

《iv》アジェンダ21及び環境と開発に関するリオ宣言第16原則において記載されているような費用の内面化(汚染者負担)

《v》環境と開発に関するリオ宣言第10原則において記載されているような公衆参加

《vi》環境と開発に関するリオ宣言第10原則において記載されているような知る権利

《vii》国連ミレニアム宣言パラグラフ13及びヨハネスブルク実施計画パラグラフ4において記載されているような適切なガバナンス

以下省略

豪州、カナダ、日本、ニュージーランド、韓国、米国が変更を共同提案

4

ICCM会議：原則とアプローチ

共同案をベースに検討され、最終的に下記の通りとなる

VI.原則とアプローチ

20. SAICM 及び世界行動計画を策定し実施する際に、政府や他の利害関係者は、以下によって導かれる。

(a) 以下にある原則とアプローチ。

(i) 人間と環境に関するストックホルム宣言。特にその第 22 原則

(ii) 環境と開発に関するリオ宣言

(iii) アジェンダ 21、特にその第 8、9、19、20 章

(iv) 国連ミレニアム宣言

(v) 化学物質安全に関するパイア宣言

(vi) 持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画

以下省略

5

ICCM会議：世界行動計画

A表：可能な作業領域を示した総括表

B表：可能な作業領域とその関連活動、行動主体、目標/時間枠、進捗の指標、実施の側面をまとめた表

C表：第3回準備会合において合意に達しなかった活動及び、SAICM実施段階でさらなる考慮が求められるであろう活動の表



C表の行動リストは議論も合意もされていないので削除すべき(カナダ、日本、アルゼンチン、ウクライナ)

6

ICCM会議：世界行動計画

B表の例

表 1 可能な作業領域とその関連活動、行動主体、目標、時間枠、進捗の登録及び実施の概要

リスト削減に際する作業領域（選定）

No.	作業領域	活動	行動主体	行動時間枠	登録の目標	実施の概要
1	化学品の安全、行動の透明化を促進するための、国家の化学物質管理の改善	ナショナルレベルを策定し、化学物質の適正管理のための行動計画を策定する	国家政府 研究センター ICCM事務局、PAO、WHO、 UNEP、OECD 民間企業	2008-2010	行動計画を策定するナショナルレベルが策定されている。	ナショナルレベルの策定を支援するために国際的な、国際化学物質と事業に関するフォーラムを開催
2	人の健康保護	知識を入手し、解釈し、適用する能力の向上を促す	国家政府 国家政府 研究センター ICCM事務局、OECD、 民間企業	2008-2010 ICCMの輸出管理 ごとに成果を出す こと	能力の向上が確認される。	ナショナルレベルに適切な形で化学物質の管理、リスク、安全な使用についての情報の入手可能な情報（工業製品中の化学物質を含む）及び国内のリスト削減の進展の登録

7

ICCM会議：世界行動計画

C表にある項目と活動の例：

- 子供たちと化学物質安全
 - *子供へのリスクが特定された場合の暴露削減、予防原則に従った行動など
 - *子供用品やおもちゃの化学物質混合物に関する活動
- 労働安全衛生
 - *アスベストの全面的な禁止に向けた作業
- 駆除剤の健康と環境へのリスクの削減
 - *取り扱いと使用が容認しがたいリスクをもたらす場合は販売停止と回収
- 汚染された土地の浄化
 - *土地浄化、被害者支援のための基金の確立と防止プログラムの確立
- 法的責任と補償
 - *汚染による人健康や環境への損害に対する国際的・国家的な法的措置の策定

8

ICCM会議：財政的支援

クイックスタートプログラム：SAICMの目的実施のための初期の能力向上活動を支援すること。自発的で時限的な信託基金を含み、多国間と二国間、その他の形態の協力を含む



英国 (US\$30万)、スイス (300万CHF)、スウェーデン (US\$ 300万)、フィンランド (額未定) が会期中に支援を約束。 合計約US\$1000万

世界第一、二位の化学工業国である米国、日本からは何も聞こえず

9

ICCM会議：NGO

- IPEN (国際POPs廃絶ネットワーク)
- WWF
- グリーンピース
- ChemSec など

10

ICCM会議:NGO

IPENサイドイベント: **A Toxic Free Future & the 2020 SAICM Goal**

- ・アフリカ、ロシア、アジアのNGOの取組紹介
- ・有害化学物質のない未来IPEN宣言



11

ICCM会議:NGO

WWF主催サイドイベント: **アフリカ廃農薬プロジェクト**

FAO、WHO、世銀等の
担当者による進捗
等の報告





ICCM会議:IPEN宣言 (1)

1. POPs等の高い懸念の化学物質の廃絶
 2. こどもの健康が最優先目標
 3. 代替原則
 4. 有害化学物質を含む未処理在庫、廃棄物
 5. 不適切な処理
 6. 意思決定への市民参加
 7. 廃絶への移行時における弱者保護
 8. 既存の化学物質制度の根本的見直し
- 予防原則、no data, no market、世代間の公平など

13



ICCM会議:IPEN宣言 (2)

9. 市民の「知る権利」
10. 「汚染者負担原則」
11. 化学物質製造業者のコスト負担
12. 水銀、メチル水銀対策
13. 国の総合的化学物質安全管理と体制
14. 貧困と化学物質の安全
15. ライフサイクル・アプローチ
16. 持続可能なエコ農業
17. 低インパクトな害虫・媒介動物対策

14

ICCM会議:IPEN宣言 (3)

18. 発生源対策
 19. 共通だが差異ある責任
 20. 新規もしくは追加的資金/技術援助
 21. 地球環境ファシリティー (GEF) に新規窓口
 22. POPs条約、その他関連条約の批准
 23. POPs条約規制対象物質の拡大
 24. ロッテルダム条約PIC条約対象物質の拡大
 25. GHS制度の促進
- 以上

(詳しくはIPENホームページを参照)

15

SAICMの実施:国の取組は

環境省

- SAICMの考え方を環境基本計画等の政策文書に位置付ける
- 関係省庁連絡会議において、SAICMに沿った取組の状況をフォローアップ

(環境省ホームページより抜粋)

- ・他省庁は？
- ・この程度でよいのか？
- ・SAICMに対する認識のギャップ

16

SAICM: 基本的認識

- 社会の化学物質管理の方法において**根本的な改革**が必要
- 社会の全ての部門にわたる**透明性、公衆参加及び説明責任によって、効果的かつ効率的な化学物質管理のガバナンス**に向け取り組む
- 実施及び進捗の管理は、成功を確実にする上で決定的な事項であり、…、ガイダンス、検討及び運営上の支援のために、**安定的、長期的、参加型で複数部門にわたる構造**が必要である…
- SAICMの実施のため、**開かれた、包括的、参加型、透明な方法**で、十分に協力する
(ハイレベル宣言より抜粋)

17

SAICM: わたしの理解 (1)

1. 包括的

- 地方、国、地域、グローバルの各レベルで
- 環境、経済、社会、健康、労働分野を含む
- 化学物質のすべてのライフサイクル
- 農業用から工業用化学物質まで
- すべての利害関係者
- 現在のヒトや環境だけでなく未来世代まで

18

SAICM:わたしの理解 (2)

- 2. 革新的？
 - 原則とアプローチ
- 3. 民主的
 - 知る権利
 - 透明で開かれたプロセス
 - 意思決定における公衆参加
- 4. 弱者への視点
 - 女性、こども
 - 途上国、移行経済国等への配慮

19

SAICMの実施:始めの1歩

包括的方針戦略

VII. 実施と進捗の評価

- 22. …… SAICM実施計画 (a national Strategic Approach implementation plan) は関連した関係者の参加により、適切な場合には、……を考慮し策定することができる。
- 23. …… 各政府は、すべての関係する国の部門や利害関係者の関心事項が代表され、すべての関連する実質的な領域が対処されるよう、省庁横断的・組織横断的な SAICM実施のための仕組みを確立すべきである。

20

SAICMの実施：始めの1歩

世界行動計画

表 1 可能な作業領域とその関連活動、行動主体、目標・時間枠、進捗の指標及び実施の計画*

シニアレベルに到達する作業領域（表1.1）

No.	作業領域	活動	行動主体*	行動時間枠	進捗の指標	実施の計画
1	国連が決定し、行動に導く関係性があるため、国家や地方自治体の政策	ナショナルプロフィールを設定し、化学物質の適切な管理のための計画、計画を実施する	国連秘書 研究センター ICMに加入国、FAO、WHO、UNEP、UNEP 国連の組織	2006-2010	行動計画とナショナルプロフィールが策定されている。	ナショナルプロフィールの策定と実施する中により進捗が、国際的なレベルと多様な関係者からなる委員会

ナショナルプロフィール及び行動計画の策定 ➡ 関係省庁、多様な関係者からなる委員会

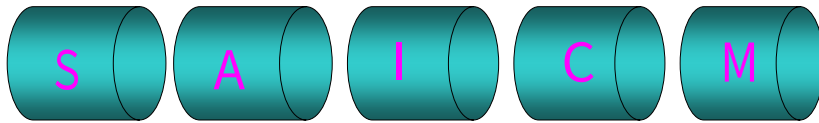
21

SAICMの実施：キーポイント



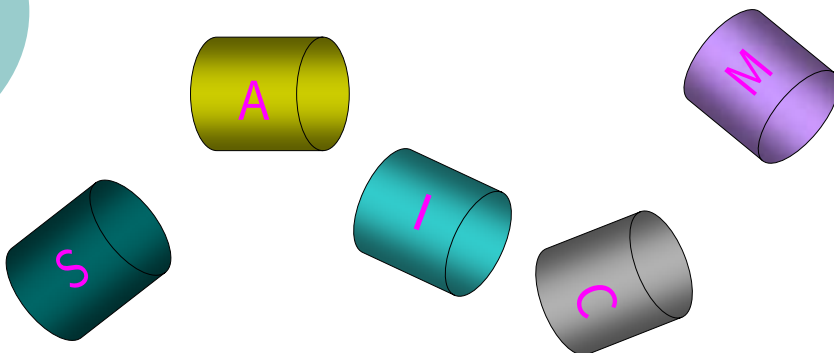
22

SAICMの実施: キーポイント



23

SAICMの実施: キーポイント



24

SAICMの実施：キーポイント

SAICM国内実施計画策定委員会



SAICM国内推進委員会

25

市民にとってのSAICM

ご清聴ありがとうございました

26